

静岡市契約変更事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、設計変更の決定及び契約変更の取扱いについて必要な事項を定めて事務の合理化を図るものである。

(設計変更の定義)

- 2 この要領において設計変更とは、静岡市建設工事執行規則第30条から第32条までの規定により原設計を変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものである。

(設計変更の基本原則)

- 3 設計変更に伴う契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又は止むを得ない場合のほかこれを行うことができない。

(設計変更の基準)

- 4 設計変更を行う基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条件変更に伴う処理によるもの
- (2) 発注後発生したもので、次に掲げる外的条件によるもの
 - ア 天然現象その他の不可抗力によるもの
 - イ 他事業との関連によるもの
- (3) 発注時において確認困難なもので、次に掲げるもの
 - ア 推定岩盤線の確認によるもの
 - イ 地盤支持力の確認によるもの
 - ウ 土質の確認によるもの
 - エ 地下埋設物等によるもの
 - オ その他確認が困難であったもの
- (4) 予算処理に基づくもの

(設計変更の手続)

- 5 設計変更の手続は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 設計変更の必要が生じたときは、監督員は、その変更内容を掌握し、予算を確認したうえ、所管の部長の承認を得て行うものとする。

ただし、重要な設計変更については所管の局長の、軽微な設計変更については所属長の承認を得て行うものとする。
- (2) 前号の重要な設計変更とは、当該工事の設計金額が3億円以上のもの（変更設計金額が一度でも3億円以上となったものを含む。）をいう。
- (3) 第1号の軽微な設計変更とは、次の各号に掲げる全ての要件をみたすものをいう。
 - ア 重要な設計変更でないもの
 - イ 構造、工法、位置及び断面等の変更で重要でないもの
 - ウ 変更見込額または変更見込額累計が請負代金の20%以内のもの

エ 請負代金額が5千万円以上の場合変更見込額が1千万円を超えないもの

- (4) 増額の設計変更により工期延長の必要が生じた場合、受注者との事前協議により必要となる日数を確認し、設計変更と合わせ工期変更を行うことができる。

(設計変更による契約変更の範囲)

- 6 変更見込額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが特に困難なものを除き原則として別途の契約をするものとする。なお、別途の契約によることができない場合は、その理由について所属部長の承認を得なければならない。

(契約変更の手続)

- 7 静岡市建設工事執行規則第33条から第36条までの規定により原契約を変更する契約変更の手続は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 設計変更に伴う契約変更の手続は、変更執行伺（変更支出負担行為）により、その必要が生じた都度行うものとする。

ただし、軽微な設計変更については、工事完成のときまでに行うことができるものとする。

- (2) 前号の規定により設計請負代金額の変更の決定をしたときは、工事担当課長は変更契約を契約担当課長に依頼しなければならない。

- (3) 前号の規定により変更契約を依頼するときは、工事担当課監督員はあらかじめ受注者に対し、本工事内訳書その他変更となる契約図書により受注者と事前協議を行う。

- (4) 前号の規定により事前協議を行った後、協議開始の日を通知するとともに契約変更の内容について、変更契約の理由について必要な承認を得る。

- (5) 受注者より工期の延長請求があった場合、工事担当課監督員はこれを適当と認めるか受注者から提出された変更工程表（案）等により確認を行う。

- (6) 前号において確認の結果、工期延長が必要と認められた場合、工事担当課監督員は受注者に対し、協議開始の日を通知するとともに協議する内容を明確にする。

- (7) 発注者が必要と認める工期延長の手続きは、設計変更の手続き5（4）にて行い、設計変更が伴わない場合であっても、これと同様の手続きとする。

(変更契約金額の算定方法)

- 8 設計変更に伴う変更契約金額の算定は、次に定めたとおりとする。

$$\text{変更工事価格} \times \frac{\text{変更前の契約金額}}{\text{変更前の請負工事費}} = \text{変更落札額 (1,000円未満切り捨て)}$$

$$\text{変更落札額} \times (\text{消費税率} + \text{地方消費税率}) = \text{消費税及び地方消費税相当額}$$

(1円未満切り捨て)

$$\text{変更落札額} + \text{消費税及び地方消費税相当額} = \text{変更契約金額 (1円未満切り捨て)}$$

※ 計算は前乗後除による。

(部分払)

- 9 軽微な設計変更により契約変更が工事完成のときとなる場合の部分払金の算定は、原設計による契約金額とする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する（題名改定含む）。

附 則

この要領は、令和5年4月4日から施行する（様式追加）。

変 更 契 約 理 由 書

工 事 名					
請負代金額	円	受 注 者			
変 更 請負代金額	円	現 契 約 工 期	着手 完成	年 月 日 年 月 日	
変 更 増 減 額	円	増 減	変 更 完 成 日	年 月 日	
第4設計変更 ()・() { の基準 }					
変更契約理由 (事前協議の内容)					

- 1 請負代金額を 30%以上増額する工事は、設計変更指示書を作成する前に、別途の契約によることができない理由について、本指示書決裁とは別に所属部長の承認を受けること。
- 2 請負代金額を減額する工事は、前払金（及び中間前払金）の返還の有無を確認すること。

(参考様式)

変 更 契 約 理 由 書				
委託業務の 名 称				
委 託 料	円	受 注 者		
変 更 委 託 料	円	現 契 約 委 託 期 間	着手 完成	年 月 日 年 月 日
変 更 増 減 額	増 減 円	変 更 完 了 日	完成	年 月 日
変更契約理由 (事前協議の内容)				